

平成 23 年 5 月 13 日

各 位

会社名 株式会社 東日本銀行
代表者名 取締役頭取 石井 道遠
(コード番号 8536 東証第 1 部)
問合せ先 経営企画部長 本田 修
(TEL 03 - 3273 - 4073)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 23 年 5 月 13 日開催の取締役会において、平成 23 年 6 月 28 日に開催を予定しております定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

優先株式の全株消却に伴い、優先株式についての記載及び種類株主総会に関する記載を削除、発行可能株式総数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 23 年 6 月 28 日(火)
定款変更の効力発生日	平成 23 年 6 月 28 日(火)

以上

定款一部変更の内容

(下線部分は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>
<p>第 6 条 (銀行の発行可能株式総数) 当銀行の発行可能株式総数は、<u>4 億 8 百万株とし、このうち 3 億 8 千 8 百万株は普通株式、2 千万株は優先株式とする。</u></p>	<p>第 6 条 (銀行の発行可能株式総数) 当銀行の発行可能株式総数は、<u>3 億 8 千 8 百万株とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 2 章の 2 優 先 株 式</p>	
<p>第 1 0 条の 2 (優先配当金) 当銀行は、<u>第 3 4 条に定める剰余金の配当を行なうときは、優先株式を有する株主 (以下優先株主という。) または優先株式の登録株式質権者 (以下優先登録株式質権者という。) に対し、普通株式を有する株主 (以下普通株主という。) または普通株式の登録株式質権者 (以下普通登録株式質権者という。) に先立ち、優先株式 1 株につき年 1 5 0 円を限度として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当 (以下優先配当金という。) を行なう。ただし、当該事業年度において 第 1 0 条の 3 に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u> <u>優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行なわない。</u></p>	<p style="text-align: center;">削除</p>
<p>第 1 0 条の 3 (優先中間配当金) 当銀行は、<u>第 3 6 条に定める中間配当を行なうときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式 1 株につき優先配当金の 2 分の 1 を限度として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭 (本定款において優先中間配当金という。) を支払う。</u></p>	<p style="text-align: center;">削除</p>
<p>第 1 0 条の 4 (残余財産の分配) 当銀行の残余財産を分配するときは、<u>優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式 1 株につき 2, 0 0 0 円を支払う。優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行なわない。</u></p>	<p style="text-align: center;">削除</p>
<p>第 1 0 条の 5 (優先株式の取得および消却) 当銀行は、<u>いつでも法令の定めるところに従って優先株式を取得し、これを法令の定めるところに従って消却することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">削除</p>

<p><u>第10条の6（優先株主の議決権）優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。</u></p>	削除
<p><u>第10条の7（株式の併合または分割、募集株式の割当て、株式無償割当てを受ける権利等）当銀行は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行なわない。</u> <u>当銀行は、優先株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行なわない。</u></p>	削除
<p><u>第10条の8（優先株式の取得請求）優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める期間中、当銀行に対し、当該優先株主が有する優先株式と引換えに、当該決議で定める算定方法による数の普通株式を交付するよう請求することができる。</u></p>	削除
<p><u>第10条の9（優先株式の一斉取得）取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった優先株式は、同期間の末日の翌日（以下一斉取得日という。）をもって、当銀行がこれを取得し、当銀行はこれと引換えに優先株式1株につき、その払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の当銀行の普通株式を優先株主に対し交付する。ただし、当該平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める金額を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式を交付する。</u> <u>前項の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。</u></p>	削除
<p><u>第10条の10（優先配当金支払義務の免除）第37条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払についてこれを準用する。</u></p>	削除
<p><u>第16条の2（種類株主総会）第13条および第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p>	削除